

佐賀大学医学部 寄附講座及び寄附研究部門における存続期間終了後に行なう成果の公表に関する申合せ

(平成19年9月13日医学部総務委員会決定)

佐賀大学寄附講座及び寄附研究部門規程(平成16年4月1日制定)第15条の規定に基づき、医学部における寄附講座及び寄附研究部門(以下「寄附講座等」という。)の存続期間終了後に行なう教育研究等の成果の概要の取りまとめ及び公表について、次の各項により取扱うものとする。

- 1 医学部長は、寄附講座等の存続期間が終了したときは、教育研究等の成果の概要を取りまとめ、公表するものとする。
- 2 成果の概要には、寄附講座等設置の経緯、目的、寄附金額及び担当教員等を必ず含むものとする。
- 3 成果の公表の方法は、冊子、電子媒体によるCD等いずれでもよいものとする。
- 4 成果の公表の時期は、寄附講座等の存続期間終了後速やかに行なうものとする。
- 5 その他、この申合せに定めのないことについては、学部長が決定するものとする。

附 記

この申合せは、平成19年9月13日から実施する。

参考

佐賀大学寄附講座及び寄附研究部門規程

(成果の公表)

第15条 寄附講座等の存続期間が終了したときは、当該部局の定めるところにより、その教育研究の成果の概要を取りまとめ、公表するものとする。